

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	広島市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1470120259769/index.html

執行機関名 広島市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による介護サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの(介護保険支給限度額超過利用負担助成事業)
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		広島市個人番号の利用に関する条例 別表第1 10の項 介護保険法による介護サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一条	広島市介護保険支給限度額超過利用負担助成事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、難病又は認知症により介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第43条第1項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額(以下「支給限度額」という。)を超える介護サービスの利用が必要と認められる生活困窮者に対し、当該者が支給限度額を超えて利用した介護サービスに係る費用の一部について助成するものとし、その助成の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		広島市介護保険支給限度額超過利用負担助成事業実施要綱